

令和7年度開設の学部等の設置等に係る寄附行為変更認可申請 留意点

私立学校法施行規則（昭和二十五年文部省令第十二号）第四条第四項により、学部等の設置等に係る寄附行為変更認可申請（以下「学部等設置に係る申請」という。）の申請期日は、3月31日となりますが、令和6年3月31日は日曜であるため、令和7年度開設の学部等設置に係る申請期日は、行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）により、令和6年4月1日になります。

申請書は、申請日（令和6年4月1日）時点の状況を記載することとなりますが、以下の点に留意の上、作成くださるようお願いいたします。

1. 申請書（様式第1-2号）

申請書日付は、令和6年4月1日としてください。

2. 設置に係る基本計画及び当該学校法人の概要を記載した書類（様式第2-1号）

以下の項目を除き、申請日（令和6年4月1日）時点の状況を記載してください。

- ・「既設校の内容」のうち「入学者の入学定員に対する割合」については、令和5年度を起点に、修業年限に応じた年数分の入学定員に対する入学者の割合の平均を、小数点第2位（第3位切り捨て）まで記入してください。
- ・「校地校舎」については、財産目録（様式第6号その1）と整合する必要があります。令和5年度決算（令和6年3月31日）の面積を用いて作成してください。令和5年度決算確定後に面積に変更が生じる場合は、6月末に提出いただく申請書類において補正してください。

3. 転共用計画表（様式第4号その3）

「面積」及び「帳簿価格」については、申請時点で確定している令和4年度決算に基づき作成してください。この数値は、財産目録（様式第6号その1）の面積等と整合する必要がありますので、令和5年度決算確定後に面積等に変更がある場合は、6月末に提出いただく申請書類において補正してください。

4. 設置経費及び経常経費の財源の調達方法を記載した書類（様式第4号その4）

「財源の調達方法」の金額については、申請時点で確定している令和4年度決算に基づき作成してください。この金額は、財産目録（様式第6号その1）と整合する必要がありますので、令和5年度決算確定後に金額に変更がある場合は、6月末に提出いただく申請書類において補正してください。

5. 学校法人の事務組織の概要を記載した書類（様式第5号）

申請日（令和6年4月1日）時点の状況を記載してください。部長名及び課長名等について、人事異動等により申請時点で明示できない場合は、異動前の状況を記載いただく形で差し支えございませんが、その場合は、6月末に提出いただく申請書類において必ず補正してください。

6. その他

審査参考資料の提出方法については、申請予約された学校法人に対して別途メールにて御案内しますが、提出期日は「令和6年4月1日」を予定しています。以下に様式を掲載していますので、御準備をお願いします。

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ninka/03072801.htm